

## 介護保険福祉用具情報の取り扱いについて

(参考)

○介護保険福祉用具情報とは？

TAISに情報登録いただいた書面情報を基に介護保険において給付対象と考えられる福祉用具について、厚生労働省告示並びに取扱に関する通知(「解釈通知」という。)に基づき、当協会の判断により、それぞれ「貸与」又は「販売」のマークを掲載している参考情報です(なお、TAIS登録時に提供された書面情報のみでは判断できなかったものについては、「貸与」や「販売」のマークを表示しておりません。)

○対象用具の判断につきましては、外部の有識者からなる検討委員会を当協会内に設け、年1～2回の開催(毎年5月～6月開催、登録件数が多い場合は11～12月に追加開催)をもって判断しています。従いまして、TAISへの登録時期によっては、対象用具の判断に時間を要する場合があります。また、介護保険の給付対象と考えられる福祉用具を選定した情報であり、製品の安全性や機能面を保証するものではありません。なお、対象用具の選定につきましては、例年、4月までに登録された情報が5月～6月開催の委員会にて、また10月までに登録された情報を11月～12月開催の委員会にてそれぞれ判断することとしています。

○「自動排泄処理装置」につきましては、対象用具の選定にあたり、当協会で定めるモニターテストの実施をお願いしております。詳しくは、TAIS担当までお問い合わせください。

○対象用具の選定につきましては、TAIS申請時にご提出いただいた書類及び当該企業のホームページ等を参考にする書類審査を基本としております。従いまして、後日、記載された内容の誤りや虚偽の記載等が認められた場合には、貸与及び購入の表示を見直し、対象から外れる場合があります。

介護保険福祉用具情報をご利用の皆様へ

○TAISに掲載された福祉用具のみが介護保険の対象となるわけではなく、未掲載のものであっても介護保険の給付対象となる福祉用具があることにご留意ください。詳しくは、市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。また、掲載している情報の中には、オプション品を併載している場合がありますが、当協会では掲載している全てのオプション品を含めて、対象用具か否かを判断している訳ではありませんのでご留意ください。

○実際の福祉用具の選定につきましては、要介護者の症状、介護者の状況あるいは住宅の状況等、使用される場面に対応した適切な選定が必要となります。詳しくはメーカー又は最寄りの福祉用具サービス事業所等にお問い合わせください。